

# 消防団員賞罰審査会設置要領

平成16年4月8日制定

令和3年4月1日一部改正

## 1 目的

広島市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第6条に基づき消防団長が行う懲戒処分並びに消防団員等表彰取扱基準2（6）イ及びウに基づき消防団長が行う表彰の適正を期するため、消防団長の諮問機関として消防団員賞罰審査会を設置する。

## 2 審査会の構成

- (1) 審査会は、会長1名、副会長1名及び審査員数名をもって構成する。
- (2) 会長は、当該消防団員の所属する消防団長が、所属消防団の副団長の中から指名し、副会長は他の副団長とし、審査員は当該消防団員の所属する分団以外の分団長とする。

## 3 審査会の開催

審査会は、必要の都度、開催する。

## 4 審査結果の答申

会長は、審査会において決定した事項について、理由書を添えて消防団長に答申するものとする。

## 5 事務局

審査会の開催に係る事務は、各消防団事務局において処理する。

## 6 市長への報告

消防団長は、審査会の答申に基づき、処分を決定し、懲戒処分を行ったときは、その旨を文書により市長に報告する。